

諮問庁：独立行政法人都市再生機構

諮問日：令和6年7月23日（令和6年（独情）諮問第87号）

答申日：令和7年3月19日（令和6年度（独情）答申第100号）

事件名：特定事業における出資等に係る契約書等の不開示決定（不存在）
に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年2月20日付けと101－105及びと601－121により独立行政法人都市再生機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求書においても、審査請求書に記載した内容は、審査請求人の訴訟上の営業秘密であり、機構、機構の弁護士及び関係官庁以外の第三者に審査請求書を開示する場合、事前に審査請求人の書面による承諾を得る必要がある旨の記載があることから、審査請求の理由の記載は省略する。

また、意見書及び資料についても、諮問庁に閲覧させることは適當ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

（審査請求書の記載は省略する。）

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件対象文書の開示請求に対する不存在を理由とした不開示決定（原処分）について、審査請求人から、不服の申し立てがなされたものである。

2 機構について

機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「機構法」という。）に基づき設立された独立行政法人であり、大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行っている。また、都市基盤整備公

団法（平成１１年法律第７６号）２８条１項に規定する業務のうち、機構法施行前に開始されたもの等も行っている。

3 審査請求人の主張について

（略）

4 原処分 of 妥当性について

（１）本件対象文書について

処分庁は、本件対象文書に該当する文書を作成・取得しておらず、保有していないため（文書不存在）、不開示決定を行った。

諮問庁は、審査請求人の審査請求内容について検討を行った結果、原処分を維持することが妥当であると判断した。

以下に、その理由を説明する。

①特定事業Bについて

審査請求人が主張する特定事業Aは、正式には特定事業Bという名称で、都市再開発法に基づき、特定会社Bが施行した事業である。

（以下、特定事業Bの特定につながる記載のため省略。）。

②請求文書の不存在について

本件開示請求は、特定事業Bにおける「UR又はUR関係会社と特定会社Aとの匿名組合出資、建築、関係権利譲渡」が前提とされたものであるが、特定事業Bにおいて、機構が出資した事実、建築した事実、何らかの権利を譲渡した事実はいずれも存在していない。このため、当請求内容を満たす法人文書が存在しないことを確認し、処分庁は不開示決定を行った。

（２）審査請求人の主張について

（略）

5 結論

以上のことから、諮問庁は原処分を維持することが妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和6年7月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年9月2日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受 |
| ④ | 令和7年2月6日 | 審議 |
| ⑤ | 同年3月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

審査請求人が主張する特定事業Aは、都市再開発法に基づき、特定会社Bが施行した事業である。本件対象文書は、特定事業Bにおける「UR又はUR関係会社と特定会社Aとの匿名組合出資、建築、関係権利譲渡」が存在することを前提としたものであるが、特定事業Bにおいて、機構が出資をした事実、建築した事実、何らかの権利を譲渡した事実はいずれも存在しない。このため、本件対象文書に該当する法人文書は存在しない。

なお、本件審査請求に際し、改めて機構の担当課執務室、書庫、共用ファイル等を探索したが、本件対象文書に該当する文書は確認できなかった。

- (2) 機構において本件対象文書を作成又は取得していない旨の上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙（本件対象文書）

②特定事業A ◇1 UR又はUR関係会社と特定会社Aとの匿名組合出資、
建築、関係権利譲渡に関する契約書等のファイル一式 ◇02 右入札時、
契約時特定会社AがUR又はUR関係会社に提出した書類一式、特定会社Aの
正味取引金額が分かるもの。